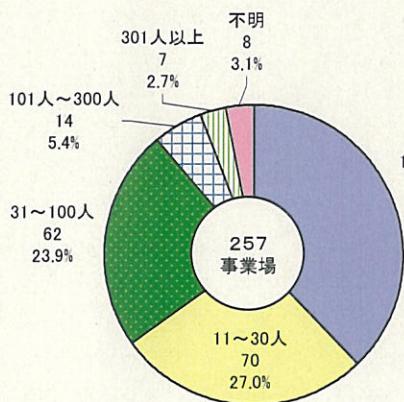


パート労働者に関するアンケートの概要

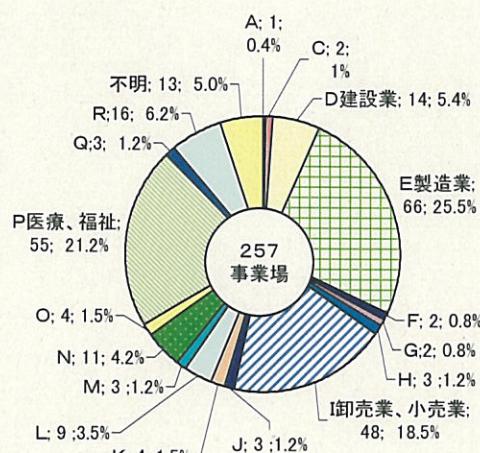
平成20年4月より改正パートタイム労働法が全面施行されている。山梨労働局では、法施行後のパートタイム労働者の雇用管理状況を把握することを目的に、平成21年6月、県内の約9,000事業場を対象に、労働保険年度更新申告書に同封し郵送により「パート労働者に関するアンケート」を実施した。

回答事業場420事業場、そのうちパート労働者を雇用する事業場は257事業場であった。

回答事業場の概要(事業場規模別)



(産業別)



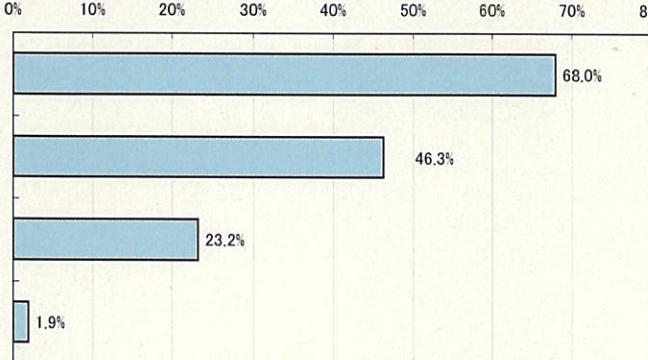
- A農業、林業
- C鉱業、採石業、砂利採取業
- D建設業
- E製造業
- F電気・ガス・熱供給・水道業
- G情報通信業
- H運輸業、郵便業
- I卸売業、小売業
- J金融業、保険業
- K不動産業、物品販賣業
- L学術研究、専門・技術サービス業
- M宿泊業、飲食サービス業
- N生活関連サービス業、娯楽業
- O教育、学習支援業
- P医療、福祉
- Q複合サービス事業
- Rサービス業(他に分類されないもの)
- S公務(他に分類されるものを除く)
- T分類不能の産業
- 不明

1 雇い入れの際の労働条件の明示

多くの事業場が昇給の有無、賞与の有無及び退職手当の有無を明示しているが、明示していない事業場や口頭の説明のみで法に則していない事業場も相当程度存在。事業場規模が31人以上の場合は2事業場(2.4%)であるのに対し、30人以下の場合は54事業場(32.1%)が明示していない。

雇い入れの際の労働条件の明示

「昇給の有無」、「賞与の有無」、「退職手当の有無」を文書等で明示している



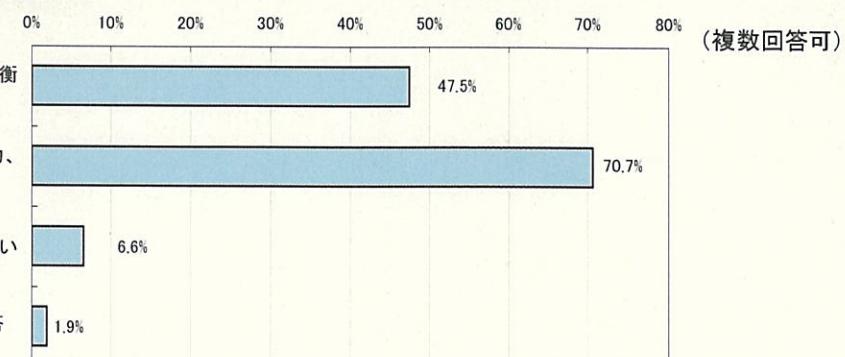
(複数回答可)

2 賃金の決定方法

約70%の事業場がパート労働者の仕事の成果、能力、経験等を勘案して決定している一方、正社員との均衡を考慮していない事業場も存在。

賃金の決定方法

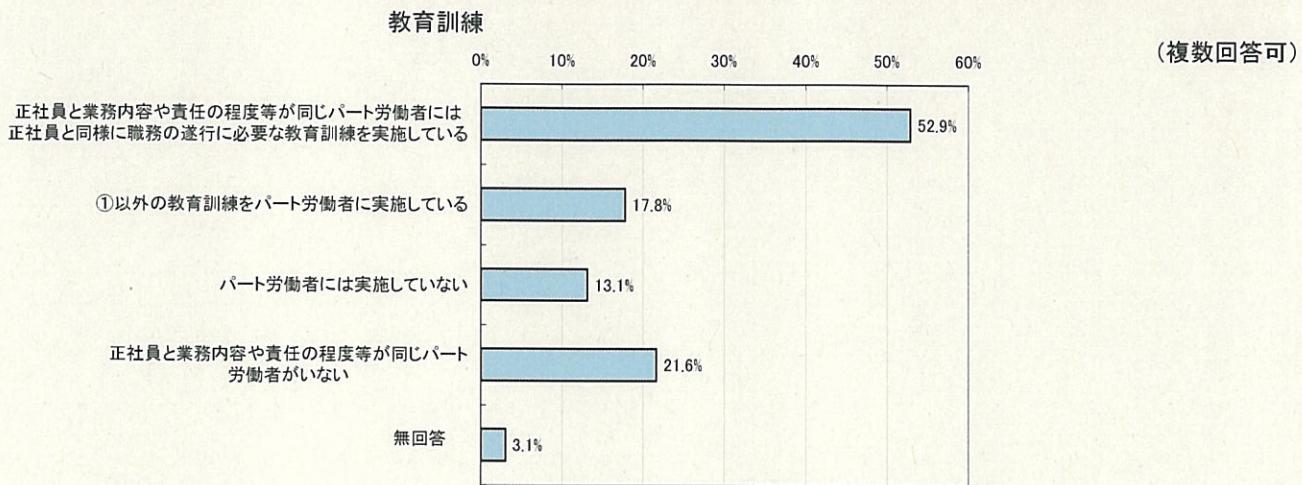
業務内容や責任の程度等が同じ正社員との均衡(バランス)を考慮して決定している



(複数回答可)

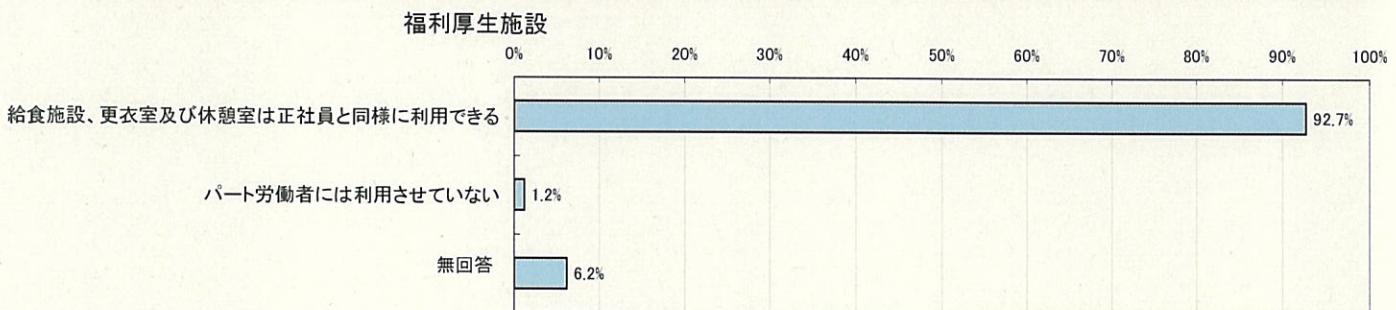
3 教育訓練

半数以上の事業場がパート労働者にも職務の遂行に必要な教育訓練を実施しているが、実施していない事業場も存在。



4 福利厚生施設

ほとんどの事業場はパートにも正社員と同様に福利厚生施設を利用させている。



5 正社員への転換

多くの事業場で正社員への転換のための措置が講じられており、正社員の募集内容の周知を行っている割合が高い。一方、事業場規模が30人以下では取組に後れがみられる（「何もしていない」と回答した割合 36.3%）。

